百四十九条の十六第二項、第百五十五条第五項、第百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項	［略］
保険業法（平成七年法律第百五号）	
第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用する同法第三百九十四条第一項、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第一項、第五十三条の二十八において準用する同法第四百十三条第一項、第五十四条の二第二項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第四項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第二項、第六十一条の八において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第六項、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百十一条第二項及び第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十三第二項（第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含	

五十五条第五項、第百六十一条において準用する同法第五百八条第一項及び第三項並びに第二百十一条第一項及び第二項	［同上］
保険業法（平成七年法律第百五号）	
第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第六項、第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第四十一条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第三百十九条第二項、第四十四条の二第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十条第六項、第四十九条第一項において準用する同法第三百十一条第三項、第三百十八条第二項及び第三項、第五十三条の十六及び第百八十条の十五において準用する同法第三百七十一条第一項、第五十三条の十七において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第五十三条の二十一において準用する同法第三百九十四条第一項、第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第一項、第五十三条の二十八において準用する同法第四百十三条第一項、第五十四条の二第二項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の三第四項（第百九十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の八第一項及び第二項、第六十一条の八において準用する同法第七百三十一条第二項、第七十四条第三項において準用する同法第七十四条第六項、第七十四条第三項（第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第三項及び第八十一条第二項、第九十六条の五第三項において準用する同法第七百九十一条第二項及び第八百一条第三項（第一号及び第二号を除く。）、第九十六条の九第五項において準用する同法第八百十一条第二項及び第八百十五条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十六条の二第一項（第二百十条第一項（二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。）、二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十三第二項（第百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十九第一	